

## 道路工事承認に必要な書類及び記載について

雲南県土整備事務所

1、道路工事承認申請書(記載要領別紙) 1部 (警察署の協議が必要な場合は2部)

2、事業計画概要書

- (1)工事の施行を必要とする理由を記載すること。
- (2)工事の方法を記載すること。(作業手順、内容、使用機械、範囲)
- (3)作業工程を明示すること。(工程表)

3、位置図又は、見取図

縮尺1/2,500～1/50,000の方位、施行位置を朱書きすること。

4、平面図

- (1)縮尺1/1,000以上で実測図であること。
- (2)道路両端5m以上の範囲を記載すること。
- (3)道路境界を朱書きすること。
- (4)方位、測点を記載すること。
- (5)申請に係る工作物、施設等を赤で着色し、付近に存在する道路付属物、占用物件の位置、形状、距離等を記載すること。
- (6)凡例を添付し、道路構築物、宅地、田地等に概況を記載すること。

5、求積図

- (1)縮尺1/500以上であること。(平面図と同縮尺)
- (2)方位、横断測点を記載する。
- (3)面積は三斜法で求め、計算式を添付すること。(別の求積方法でも良いが方法を明示する。)
- (4)求積計算は、少数点第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

6、横断図

- (1)縮尺1/100以上の実測図
- (2)道路境界から両側1m以上の土地(以下接続地という)を記載すること。
- (3)道路境界を緑書すること。
- (4)測点間隔は20m毎とする。ただし、変化点はとること。
- (5)道路及び接続地にある工作物の位置、名称及び間隔を記載し、申請に係る工作物、施設等の出来型形状、寸法、及び道路又は、接続地にある他の工作物との間隔を朱書きすること。

7、縦断図

横断図に準ずる。

8、構造図

縮尺1/10～1/100とし、材質、寸法を記載

9、設計図書

(1)復旧図

工作物の設置 路面及びのり面その他道路敷地内の掘削を伴う場合は埋設路盤、表層等の材料、材質寸法を記載した図面を添付すること。なお路面の復旧の際には、仮復旧及び掘削による影響部分についても記載

(2)仮設工事関係図面

(3)資材搬送系統図

(4)交通規制図

交通規制を伴う場合は、規制の方法(標識設置位置、安全対策等)を示した図面を添付する。

(5)その他 図書

10、写真

周囲の状況が確認でき申請位置を明示したものを添付

11、その他

第三者の同意書又は、承諾書、公図等を添付する。